

【議案4】 平成27年度事業計画（案）

1 会議

- (1) 総会の開催（年1回程度）～平成27年6月9日
⇒ 事業計画、予算、決算など重要事項を決定する。
- (2) 幹事会の開催（年3回程度）
⇒ 協議会の運営、各種活動に関する具体的な調整や承認等を行う。
（今年度の活動に係ることのほか、今後の協議会活動の方向性や活動内容について、検討テーマを整理し、議論・検討する。）

2 活動内容

区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施していく役割を担うとともに、東京都住宅政策審議会の審議内容や住宅・土地統計調査など国の調査結果の検証、分析等を通じ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に資する方策を検討していくこととする。今年度の具体的な取組は以下のとおりとする。

(1) セミナーの開催（2回程度）

⇒ ターゲット層を明確にしたテーマ別のセミナーを効果的に実施

① 区市町村向け

- ・ 主に、区市町村の担当者（住宅・福祉部門等）を対象に、協議会の設立に向けた事務手順、居住支援に活用できる各種補助制度や取組み、協議会の先進事例などについて説明

② 家主、不動産関係者・居住支援団体向け

- ・ 主に、民間賃貸住宅を提供する家主、不動産関係者、NPO など地域で活動する団体などを対象に、住宅確保要配慮者の居住の安定を促進するための各種支援制度や居住支援活動の先進的事例等について説明

(2) 区市町村による居住支援協議会の設立促進、活動支援に向けた取組

⇒ ヒント集等を活用した区市町村への普及啓発活動や、区市町村居住支援協議会活動支援補助金（東京都事業）、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会活動支援）（国事業）を活用した設立促進、活動支援を実施

(3) パンフレットの改定

⇒ 「居住支援協議会について」内容の更新

(4) 構成団体、区市町村、居住支援団体などによる居住支援や生活支援の取組に関する情報提供等

⇒ 構成団体、区市町村、居住支援団体などによる居住支援や生活支援の取組を関係者に情報提供するとともに、それぞれの取組の連携などによる住宅確保要配慮者のニーズに応じた民間賃貸住宅への入居促進策について検討する。

(5) 国の「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」(新規)の活用に向けた情報収集など

⇒ 今年度国で実施予定の「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」について、的確な情報収集、提供を通じて、区市町村協議会や協議会設立準備中の区市町村などにおける同事業の円滑な活用を支援していく。

3 スケジュール

項目	日程										備考
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議	★ 総会			★ 幹事会		★ 幹事会			★ 幹事会		
セミナー① (区市町村向け)	準備 →	開催 ★									
セミナー② (家主、不動産・居住支援団向け)			準備 →		開催 ★						
区市町村への設立促進、活動支援	→										
パンフレットの改定			内容作成 →	印刷 →	完成 ★	配布 →					
居住支援・生活支援事業などの情報提供等	→										
国「あんしん居住推進事業」の情報収集等	→										
その他					住生活 月間 (国交省)						